

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
1	入札説明書	P1	本文、(添付1)事業工程表1	<p>1. 入札説明書本文 P1【表-1】に記載されているフェーズ1 現庁舎北側市道千僧4148号線一部廃道工事、現庁舎北側緑地解体・造成工事、現庁舎下水管整備工事に記載されている想定工期と事業工程表に図示されている工期では、着手時期、工期が相違しています。入札説明書に記載された工期を正と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>2. 入札説明書ではフェーズ3に新立体駐車場新設工事とありますが、事業工程表ではフェーズ4に立体駐車場新築工事とあります。入札書に記載されているフェーズ3の工期が正と理解して宜しいでしょうか。</p>	事業工程及び各フェーズについては、入札説明書を正とします。
2	提案様式集 ／落札者決定基準	P23、24	一次審査に関する提出書類  担当予定の主任技術者(電気設備、機械設備)	一の者が電気設備及び機械設備共に資格、経験を有する場合、その者を兼務で主任技術者申請することは可能でございますでしょうか。	可能とします。
3	落札者決定基準	P7	技術提案評価項目及び配点 ②工程管理	提案項目(評価の視点)に「工程遵守・短縮に関する具体的な方策について提案してください。」とありますが、働き方改革推進のため、国交省が4週8閉所を推奨していることから、全体工期の短縮のみの提案は工期ダンピングに陥る可能性があります。具体的な工種工程をお示し頂き、それに対して各社ノウハウを活かした具体的な工期短縮の提案を評価頂くということによろしいでしょうか。	標準的な工程としては、要求水準書別添①並びに基本設計図書(資料編)P476に示す通りです。当該工程の算出根拠は4週6閉所、2024年度以降は4週8閉所を前提としています。具体的な工種工程は示しませんが、各社の豊富な経験や技術ノウハウを活かした技術提案を受けることで、ダンピングに陥ることがないかなど審査することにより、工期短縮の提案評価を行います。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
4	落札者決定基準／入札説明書	P7／P20 ウ	技術提案評価項目及び配点 ③社会貢献等	「市内企業への発注や市内調達の実施について総額」について、落札者決定基準(案)では、「※特定建設工事共同企業体を、市内企業と結成した場合の当該市内企業の請負額も含まれます。」とありましたが、入札説明書P20 ウ)市内業者に対する契約に関する事項には、「協力企業への出資額、各構成員の分担工事額又は…(中略)…技術提案で提出される総額以上とすること。」とあります。 今回発行の落札者決定基準では、当該項目は削除されていますので、市内企業の共同企業体に関する請負額は、本項目の金額に含まれないとの認識で、入札説明書P20の当該部分も削除されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りとします。
5	落札者決定基準	P7	技術提案評価項目及び配点 ③社会貢献等	「障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率を満たしている」ことが評価基準にあります。国等への報告は年1回(6月頃)ですが、最新(本件入札公告時2019年1月31日時点)で法定雇用率を満たしていることを自社証明で示し、本要件を満たすことで宜しいでしょうか。	最新の国等へ報告した内容とし、障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し(公共職業安定所の受付印があるもの)を添付して下さい。
6	提案様式集	P30、P31	入札参加資格に関する提出書類 工事实績調書、工事施工証明書	入札参加資格申請における工事实績の証明については、建築主からの工事施工証明書(様式2-10)の発行、提出が必須となるのでしょうか。契約書の写し、竣工引渡し書、受領書等、客観的に引き渡しの事実が確認できる書類を添付することでもよろしいでしょうか。	提案様式集の様式2-10は工事实績調書(様式2-9)にコリンズ登録番号を記入している場合を除き、工事施工証明として必須となります。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
7	提案様式集	P18、P20、P21～24、P28～30	入札参加資格に関する提出書類 総括代理人に関する資格等、担当予定の管理技術者、主任技術者	総括代理人を含め配置予定技術者が現時点で決定しない場合は、複数の候補者を申請することは可能でしょうか。	各配置予定技術者の提案については、同等の能力を有する3名までの候補者を提案可能とします。この場合、評価点の最も低くなる条件での評価となることに留意して下さい。
8	基本設計図書	P132	断熱材	「吹付硬質ウレタンフォームt=40mm」について、防火上の配慮から、防火コートを見込むものと考えてよろしいでしょうか	吹付硬質ウレタンフォームについては、防火コート等の防火上の配慮を行うこととします。
9	基本設計図書	P140	雨水対策	バリアフリー等の観点から、庁舎出入口(図中の赤色▲)は段差はないものとし、雨水の侵入を防ぐための側溝とグレーチングがあるものと考えてよろしいでしょうか	庁舎出入口は段差は無く、側溝とグレーチングのほか、グレーチングマット等、雨水の侵入も無いこととします。
10	基本設計図書	P141、P147、P158	雨水対策	環境ルーフには、軒樋と縦樋があるものと考えてよろしいでしょうか	お見込みの通りとします。
11	基本設計図書	P138、P155	断面図B湧水対策	市民広場地下の書庫・倉庫の外周部のうち、埋戻し部に接するx16通り、およびy4通りには、壁面湧水対策の二重壁を設けるものと考えてよろしいでしょうか	お見込みの通りとします。
12	基本設計図書	P132、P174	薄層緑化システムの自動灌水	新庁舎屋根や環境ルーフの屋上薄層緑化システムの自動灌水は、外構の自動灌水同等と考えてよろしいでしょうか	お見込みの通りとします。
13	基本設計図書	P54	既存樹木の利活用	彫刻・アート、木工品は、計画、実施とも別途と考えてよろしいでしょうか	彫刻・アートについて、計画・作成は別途とし、伐採のみを本工事に含みます。また、木工品は、市民ワークショップによる作成とし、材料の確保(既存樹木の伐採・裁断)は本業務に含むものとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
14	基本設計図書(資料編)	P237	外装サッシの性能	外装サッシの性能は、新庁舎執務室において遮音等級T-1とのご指定ですが、水密性能等その他の性能指定は適宜設定してよろしいでしょうか	基本設計上は以下のとおりですが、要求水準書等にそって必要に応じて検討を加え、実施設計において決定することを原則とします。 ①耐風圧性能: 告示による ②気密性 : A-4 ③水密性 : W-5 ④断熱性 : 問わない ⑤表面処理 : B-1種
15	基本設計図書	P17	フェーズ3	「○現庁舎地下改修・整備(新築に付随して遡及される)」とありますが、改修にともなう遡及内容、仕様についてご教示願います。	現庁舎の地下利用改修・整備は建築基準法上、「新築」とされることから、建築基準法、その他消防法等関係法令・基準が遡及されます。
16	基本設計図書	P45、P66	2. 建築計画 ⑩既存庁舎利用計画、 3. 構造計画 ⑦架構計画概要-2	市民広場の地下構造において、1階床(市民広場)の積載荷重について設定がありましたら御指し願います。	車路における5400N/m <sup>2</sup> の積載荷重を設定しています。
17	基本設計図書	P63、P64、P243	3. 構造計画 ⑤設計用入力地震動、 ⑥耐震性能目標と設計荷重  4. 検討資料 ④時刻応答解析	「六甲・淡路断層帯および有馬高槻断層帯の地震動については参考波として扱う」とありますが、参考波のため擁壁への衝突以外は設計クライテリアを超えることも許容されると考えてもよろしいでしょうか。また、検討に際して地震動のデータはご提供頂けるでしょうか。	お見込みの通りとしますが、参考波について、建築物が倒壊、崩壊等しないことを前提としてご検討ください。 尚、地震動のデータは基本設計図書において公表しています。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
18	要求水準書	P18	(4)省エネルギー性能の確保 イ	「竣工・引き渡し後、2年間を検証期間として、1年毎にデータ解析及び運用改善提案を行うこと」とありますが、具体的な解析・提案レベルをご教示ください。	具体的な解析・提案レベルは設定していませんが、BEMSで収集した消費エネルギー等のデータを基に解析を行い、同用途、同規模の施設との比較も含めて運転管理の評価と、より効率的かつ長寿命を実現するための提案を求めます。
19	基本設計図書	P98	②造成計画・擁壁計画	防火水槽1及び防火水槽2の記載がありますが、防火水槽の設置は新設でしょうか。また、新設の場合は本工事範囲に含むのでしょうか。	防火水槽は2基共、新設とし、本工事(開発工事)範囲に含みません。
20	基本設計図書	P106	①工事ステップ計画概要-1	工事ステップ計画概要-1に記載されている「フェーズ1-① 特別高圧等インフラ整備工事」の内容は全て別途工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
21	基本設計図書	P108	①工事ステップ計画概要-3	庁舎東館(防災センター)北側に記載がある「キュービクル新設」は別途工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
22	基本設計図書	P108	①工事ステップ計画概要-3	電気/ベイコム回線/NTT回線/構内電話/いながわネット/防災関係配線にかかわる構内通信線路設備のうち、本体工事に含まれる配管・配線の仕様や数量(本数・芯数など)をご教示ください。	<p>参考値は、以下の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎 引込 <ul style="list-style-type: none"> <li>高圧：6kV EM-CET 100sq × 2本</li> <li>電話：(PE 54)、(FEP 50) × 2本</li> <li style="padding-left: 40px;">(PE 92)、(FEP 100) × 1本</li> <li>ベイコム：(PE 54)、(FEP 50) × 3本</li> </ul> </li> <li>・新庁舎～消防局庁舎 <ul style="list-style-type: none"> <li>電話：EM-CPEE 0.9-100P × 1本</li> <li>情報：U-SGI-50/125-8C × 1本</li> </ul> </li> <li>・新庁舎～上下水道局庁舎 <ul style="list-style-type: none"> <li>電話：EM-CPEE 0.9-100P × 1本</li> <li>情報：U-SGI-50/125-8C × 1本</li> </ul> </li> <li>・新庁舎～総合教育センター <ul style="list-style-type: none"> <li>電話：EM-CPEE 0.9-50P × 1本</li> <li>情報：U-SGI-50/125-8C × 1本</li> <li>テレビ：EM S-7C-FB × 1本</li> </ul> </li> <li>・新庁舎～こども発達支援センター(あすぱる) <ul style="list-style-type: none"> <li>情報：U-SGI-50/125-8C × 1本</li> </ul> </li> <li>・新庁舎～防災センター <ul style="list-style-type: none"> <li>電話：EM-CPEE 0.9-200P × 1本</li> <li>情報：U-SGI-50/125-8C × 5本</li> <li>防災関係：EM-HP 1.2-10P × 1本</li> <li>テレビ：EM S-7C-FB × 2本</li> </ul> </li> <li>・新庁舎～新保健センター <ul style="list-style-type: none"> <li>電話：EM-CPEE 0.9-100P × 1本</li> <li>情報：U-SGI-50/125-8C × 1本</li> <li>テレビ：EM S-7C-FB × 1本</li> </ul> </li> </ul> <p>尚、これらを基本として詳細は実施設計において決定するものとします。</p>

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
23	基本設計図書	P108	①工事ステップ計画概要-3	こども発達支援センターに接続される光ケーブル(伊丹市)(新設)のルートが、現庁舎を横断するように記載されていますが、現庁舎を迂回してもよろしいでしょうか。	各施設、各工事に支障の無いよう計画してください。
24	基本設計図書	P112	①工事ステップ計画概要-7	総合教育センターに関する電気引き込みの記載がありませんが、単独で高圧引き込みされているとして考えてよろしいでしょうか。	総合教育センターは単独引込となっています。
25	基本設計図書	P70、P82	②適用基準	電気設備及び機械設備の適用基準に建築設備の耐震設計の設定のなかで設計用標準水平震度の記載がありますが、時刻歴応答解析の結果により設計用標準水平震度を見直してよろしいでしょうか。	可能とします。
26	提案様式集	P3	2-(1)-(オ)	様式3-1~3-12、様式4-1~4-14について、指定するファイル形式にて記録、提出とありますが、ご指定のMS-Word形式についてはバージョンの違いにより、作成時と同じ状態で再現されない可能性がございます。また、指定されたバージョンによっては同様のファイル形式での作成が困難な場合が予想されますので、提出書類と同じ状態を保ったうえで内容のテキスト等のコピー等が可能な形式としたPDF形式の提出としてもよろしいでしょうか。	各様式の提出方式は、提案様式集で指定しているMS-Word形式及びMS-Excel形式を基本とし、それに加えて、提出書類と同じ状態を保ったうえで内容のテキスト等のコピー等が可能な形式としたPDF形式の提出を可能とします。
27	要求水準書	P4	(1)本工事の概要	No.11 環境ルーフ・市民広場等外構工事は、設計は対象ですが施工は別途となっております。 既存庁舎解体後の地下利用での市民広場地下構造にて屋上RC造スラブまでが施工の範囲内とし、それ以降の外構仕上に係る工事費用が別途と考えてよろしいでしょうか。御指示下さい。	市民広場地下構造における屋上の施工範囲は、屋上RC造スラブ及び防水仕上げまでを含みます。それ以降の舗装、緑化等の外構仕上げを別途とします。
28	基本設計図書	P182~P190	サイン	サインについて、仕様(厚み、寸法、材質等)の設定がありましたら御指示下さい。	基本設計図書P44、P182~P190及び要求水準書等を参照下さい。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
29	要求水準書	P35	関連事業との連絡調整	「別途発注を予定している業務」に「什器・備品整備」と明記されていますが、下記の施工は別途と考えてよろしいでしょうか。御指示下さい。 ・耐火書庫 ・固定書庫及び移動式書庫 ・窓口カウンター ・可動スクリーン ・議場家具	工事区分については以下の通りとします。 ①耐火書庫 : 本工事に含みます ②固定書庫及び移動式書庫: 床レール埋め込みまで本工事に含みます ③窓口カウンター : 別途とします ④可動スクリーン : 窓口カウンターの可動スクリーンは別途とします ⑤議場家具 : 本工事に含みます
30	基本設計図書	P65、P207	⑦架構計画概要-1、構造図(部材断面リスト)	構造資料に鉄骨の各部材リストがありますが、それぞれの板厚等については明記されていません。構造設計をしておられる場合、それらの寸法を提示して頂く事は出来ますでしょうか。また、鉄筋についての情報がございません。鉄骨同様、構造設計結果がありましたら、配筋要領もしくは歩掛り数量を提示して頂く事は出来ますでしょうか。御指示下さい。	鉄骨の板厚及び鉄筋の配筋要領等の構造詳細については、基本設計図書記載の各種法令及び基準等に則り、実施設計において、算定、図面作成されるものとします。
31	基本設計図書	P66	⑦架構計画概要-2	構造資料に部材寸法がありますが、それぞれの鉄筋についての情報がございません。構造設計結果がありましたら、配筋要領もしくは歩掛り数量を提示して頂く事は出来ますでしょうか。御指示下さい。	No.30の回答を参照下さい。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
32	基本設計図書	P132~P134	④仕上表	仕上表に記載のある下記仕上について、具体的な仕様設定(メーカー、商品名、品番、厚み等)がありましたら御指示下さい。 ・ビニルタイルABCD ・タイルカーペットAB ・ロールカーペット ・ビニルクロスAB ・磁器質タイル	仕上に関する参考となる仕様については、以下の通りとします。 ・ビニルタイルA: 田島ルーフィング Pタイル modern ・ビニルタイルB: 田島ルーフィング マティル ストリーム ・ビニルタイルC: 田島ルーフィング ウッドライン Fサイズ ・ビニルタイルD: 田島ルーフィング レイフラットタイル LF-3000 ・タイルカーペットA: 東リ GA-100T ・タイルカーペットB: 東リ カルムグレイン GX-5102 ・ロールカーペットA: 東リ フィルミエ FM1283 ・ロールカーペットB: JAB Flooring Amaze/3642 ・ビニルクロスA: ルノン クラフトライン ・ビニルクロスB: 東リ プロジェクター用壁紙 ・磁器質タイル: ABC商会 シーストーン・マット・サンド 600x600x10 尚、これらを基本として、詳細は実施設計において決定するものとします。
33	基本設計図書	P113	事工程表	フェーズ1にて特別高圧等インフラ整備工事(別途工事)と廃道工事・緑地解体・造成工事との重複期間(2か月)があります。工事着手時の状況把握、施工手順や工程の検証等を実施する為、特別高圧等インフラ整備工事の詳細な工程表、施工計画等を開示いただけないでしょうか。	フェーズ1における本工事対象部分と特別高圧等インフラ整備工事は、重複期間において現地同時施工とならないことを想定しているため、開示は行いません。
34	基本設計図書	P113	事工程表	フェーズ2新庁舎本体新築工事期間中における別途工事について、部分先行引き渡し等の対応が必要な工事等があれば、御教示願います。	現段階で特段の想定はありません。
35	要求水準書	P34	6. 解体撤去工事 (2)留意事項	家電リサイクル法の適用されるルームエアコン等の撤去処分は、法的に建物所有者が直接行う事となっております。別途と考えて良いでしょうか。	撤去・処分は本工事に含まれます。尚、撤去・処分に係る法的な届出については、発注者(建物所有者)によるものとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
36	基本設計図書	P106~P112	仮設計画	工事計画に際し、以下の項目について御教示願います。 ①近隣協定の有無 ②工事排水の放流先指定の有無 ③指定仮設材の有無	工事計画上、独自の協定やその他指定仮設等はありませんが、関係法令その他基準に基づき、要求水準書等によって、計画立案することとします。
37	基本設計図書	P107	仮設計画	揚重機・工事用車両の走路計画を実施するにあたり、新庁舎建屋北西面及び北東面にある既存埋設雨水管(下図赤枠)の土被りが判る資料を開示願えないでしょうか。	新庁舎北東面にある既存埋設雨水管の土被りは、開発実施設計(図面番号14-6)における2-2断面と同様になります。また、北西面にある既存埋設雨水管の土被りは、開発実施設計図(図面番号14-5)におけるA-A断面となります。
38	要求水準書	—	アスベスト分析調査仕様書 調査内容(2)調査範囲	アスベスト調査業務について、仕様書に調査範囲が指定されておりますが、本調査業務は受注者の義務として行う事前調査という扱いであり、発注者調査資料や既存図面に基づき、現地との照合、調査漏れがないか等、指定された範囲以外も詳細に調査を実施するという理解で宜しいでしょうか。 また、万一新たに石綿含有建材が発見された場合は別途費用が発生するものとして考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りとします。
39	基本設計図書	P116	スベスト含有分析調査結果	外壁仕上塗材で石綿含有なしとありますが、仕上塗材及び下地調整塗材に含有なしと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
40	基本設計図書	P116	スベスト含有分析調査結果	一覧にないアスファルトルーフィング、配管保温材・ダクトパッキン等設備関連の事前調査は実施されていないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
41	基本設計図書	P132	外部仕上表	屋根や環境ルーフに設定されている薄層緑化システムについて、樹種などの詳細な仕様をご指示ください。	樹種については以下の通りとしますが、単植または混植で想定しています。 ・ヒメイワダレソウ ・シバザクラ ・タマリユウ ・ヤブラン 尚、これらを基本として、詳細は実施設計において決定するものとします。
42	基本設計図書	P155	既存樹木の取り扱い	移植、接ぎ木、内外装材利用の中で、取扱方法に接ぎ木とありますが、DBに含まれるでしょうか。含まれる場合は、接ぎ木の方法、接ぎ木を管理して育成保護する場所、苗に育った接ぎ木の行き先等をご指示ください。	接ぎ木は別途発注済です。なお、接ぎ木の対象樹木の伐採・処分は本工事に含みます。
43	基本設計図書	P51	木地被植物計画	凡例に記載されています 人工地盤客土-A 客土 の仕様についてご指示ください。	人工地盤客土-Aは東邦レオ社製ビバソイル同等品とします。
44	落札者決定基準	P6	公庁発注の公共施設新築工事(設計施工一括発注)	前回実施方針(案)等に関する質問では、「PFI事業におけるSPCが発注する建設工事は官公庁に該当する。」との回答(2018年12月26日)がございました。ここでいう官公庁には、国立大学法人も含まれると考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りとします。
45	入札説明書	P8	入札時期	4/15 VE提案審査結果の通知から5/17入札・事業提案書の提出までに、VE提案を盛り込んだ提案書の作成とコスト検証、LCCの作成を行うため、期間が非常に短いです。またGW期間のため外注業者の見積もり徴収が非常に厳しい状況です。入札及び事業提案書の提出をあと1週間～10日程度延ばして頂けませんか？	募集及び選定のスケジュールは、入札説明書の通りとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
46	提案様式集	P19～P24	管理技術者・設計の主任技術者の実績証明	設計予定技術者の実績証明として添付する書類について、「PUBDIS登録がない場合は、契約時の技術者届(写し)及び自社による証明とする。」となっておりますが、民間工事の場合、技術者届がないため、証明することが出来ません。「技術者届(写し)または自社による証明とする。」として頂けませんでしょうか？	ご指摘のとおり、提案様式集P19～P24記載の添付書類について、「PUBDIS登録がない場合は、契約時の技術者届(写し)及び自社による証明とする。」を、「PUBDIS登録がない場合は、契約時の技術者届(写し)又は自社による証明とする。」に変更します。
47	提案様式集	P19～P24	管理技術者・設計の主任技術者の実績証明	設計予定技術者の実績証明として添付する書類について、「ただし、設計業務の履行を証する書類(契約書(写し)、建築確認申請書(写し)等)となっておりますが、当時の体制表、打合せ記録、設計図も証明書類としてよろしいでしょうか？	可能とします。
48	落札者決定基準	P6	統括代理人の実績	評価項目のうちには公共施設新築工事(設計施工一括発注)の実績が書かれていますが、ア、イには書かれていません。ア、イは設計施工分離発注の「実施設計と施工業務の総合調整の実績」でもよいと考えてよろしいでしょうか？	統括代理人の実績評価項目におけるア、イについてもウと同様に設計施工一括発注を条件としています。
49	提案様式集	P1	一次審査に関する提出書類	統括代理人、管理技術者、主任技術者、現場代理人、配置予定技術者の実績について、一次審査書類提出前に資格の確認の機会を設けて頂きます様、よろしく申し上げます。	本用件は応じかねます。
50	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P3	(設計業務)第5条10	「受注者は、本件設計後、当該確認が不十分であったことにより発見できなかった要求水準書等の瑕疵について、発注者に何らの請求を行うことが出来ない。」とありますが、設計中に要求水準書の瑕疵が発見された場合は、内容により合理的な範囲で協議願います。 また設計中に協議・調査ができない内容で、施工中に変更等が発生した場合、内容により合理的な範囲で協議願います。	合理的な範囲で協議に応じるものとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
51	入札説明書	P16	第3. 4(1) イ. (iii)	「代表企業は、契約締結後速やかに、設計業務及び建設業務の本事業に関連する全業務を統括する統括代理人を選定し、本業務に専任させること。」とありますが、契約締結後直ちに始まる業務は実施設計や事前調査業務になり、統括代理人の業務は、設計との調整業務と準備業務です。契約締結から工事が始まる2020年1月までの約6か月間については、統括代理人は専任ではなく本事業とは関係のない他業務との兼任が可能としていただけませんか。	本用件は応じかねます。
52	入札説明書	P23	第3. 6(1)	予定価格の内訳が設計、工事に分けられていますが、合計で予定価格の12, 630, 248, 000円を超えなければ、入札金額の設計・工事のそれぞれの金額について、内訳で予定価格を超えても、失格にならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
53	工事(設計・施)請負契約書【案】	P11	別紙3 第38条に定める請負代金額の変更及び66補則に基づく特例措置 1. (2)	建設費指数は、「建設費指数/標準指数/●●/●●」とありますが、どの指数を指すのかご教示ください。	事業者提案を踏まえて、提案建物の適切な構造種別の指数を採用する予定です。現時点では「建設費指数/標準指数/事務所/●●」とします。
54	落札者決定基準	P8	注釈3	「提案項目(1)-③「市内企業への発注や市内調達の実施について総額」にかかる提案の不履行にあつては、入札時の最高提示金額を分母として違約金の算定を行うものとする。」とありますが、これは、7頁(1)③の評価基準にある「4点×(各提示金額/最高提示金額)小数点第2位で四捨五入とする。」の式のことを指し、「各提示金額」が市内企業への発注や市内調達の実施額に置き換わって、「履行できない提案を控除した場合の得べかりし技術評価点」を計算するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。 $4点 \times \frac{\text{実績額}}{\text{入札時の最高提示額}}$ とします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
55	基本設計図書	P54~P55	既存樹木の利活用に関する計画	既存樹木を建材に利用する計画とされていますが、具体的な仕様がありません。具体的な利用部位、仕様をご教示頂けますでしょうか。 既存樹木の取り扱いに関する仕様、本工事に含む工事範囲(伐採・運搬・加工等)をご提示ください。 また基本設計図書では既存樹木の使用が全体の木材使用量に対してどれくらいの割合で設定しているか、ご教示ください。	基本設計図書P37,P54~P55を参照下さい。 また、工事範囲として、伐採から施工まで全てを含むものとし、既存樹木の使用量については木材使用量の約50%を想定しています。
56	落札者決定基準	P7	③社会貢献等	市内事業者との契約実施について、市内事業者契約額は1次協力会社だけでなく2次以降の協力会社の金額も含んでよいと考えてよろしいでしょうか？	お見込みの通りとします。
57	入札説明書	P7	2募集及び選定のスケジュール	基本設計のボリュームが多く、また基本設計の内容の理解をより深めるために、入札説明書等に関する質問の第2回目の機会を設けて頂けませんでしょうか。(例えば3月8日提出、3月20日回答)	本用件は応じかねます。
58	提案様式集	P53	施設性能に係る提案書	施設性能に係る提案書について、評価項目が多く書ききれないため、(A4-2枚)を(A4-4枚)に増やして頂けませんでしょうか？	可能とします。
59	落札者決定基準	P7	②工程管理	毎年度の予定出来高割合を明示することになっていますが、伊丹市様の出来高検収の時期(2月末または3月末)をご教示ください。	各年度の出来高検収時期は2月末とします。
60	落札者決定基準	P6	技術者等の実績	現場代理人、監理技術者、施工担当者の実績について、契約から新築工事開始まで期間が1年あるので、新築工事着工(2020年7月)までに完工することを契約書等で証明できれば、現在施工中の案件も施工実績として挙げるようにして頂けませんでしょうか？	本用件は応じかねます。
61	落札者決定基準	P6	技術者等の実績	設計者の実績について、公告日から契約まで約5ヶ月あるので、公告日(1/31)からの起算を参加申込日(3/25)からの起算に変更して頂けませんでしょうか？	本用件は応じかねます。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
62	基本設計図書(資料編)	P477~P486	申送事項	資料編巻末の申送事項についての内容は、基本設計図書 本編の内容より優先されて、基本設計仕様に含まれていると考えてよろしいでしょうか？	お見込みの通りとします。
63	要求水準書	P9	(2)設計業務	設計のみの発注分(環境ルーフ・外構整備等)に関して、積算業務は別途と考えてよろしいでしょうか？	要求水準書記載の設計業務における、積算業務は全て、本業務に含みます。
64	要求水準書	P35	(1)関連事業との連絡調整	下記の各別途関連事業の業務内容が分かる仕様書とスケジュール及び想定業者をご提示願います。 ○特別高圧等インフラ整備工事 ○環境ルーフ・市民広場等外構整備工事 ○什器・備品整備 ○既存樹木(クスノキ)を利用した彫刻制作 ○情報システム整備(デジタルサイネージ整備を含む) ○電話交換機その他整備類の設置 ○FMラジオアンテナ整備工事 ○消防用カメラ整備工事 ○テナント工事	関連事業の仕様及びスケジュールは要求水準書及び、基本設計図書にて記載されている内容でご理解下さい。
65	基本設計図書(資料編)／実施方針書(案)に関する質問への回答	P476／No. 10	働き方改革	実施方針書(案)に関する質問への回答No.10では「本市の建設業における働き方改革の考えは、国土交通省による働き方改革実施計画を基本とし、個別案件ごとに事業者と協議によるものとします。」と記載され、基本設計図書資料編P476の工程表には4週6閉所との記載があります。 伊丹市様の働き方改革の基本的な考えとしては4週6閉所と理解してよろしいでしょうか？	No.3の回答を参照下さい。
66	落札者決定基準／実施方針書(案)に関する質問への回答	P8／No. 17	ZEB Readyについて	実施方針書(案)に関する質問への回答No.17ではZEB Readyを省エネルギー性能の目標とする評価基準として書かれていますが、落札者決定基準における評価としては「エネルギーコストの縮減に資する方法」の配点3点に関する内容と考えてよろしいでしょうか？	評価に関するご質問についてはお答えしかねますが、「エネルギーコストの縮減に資する方法」について、ZEB Readyのみに捉われず幅広く検討し、提案下さい。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
67	提案様式集	P1~P2	提出書類	「様式 3-2~様式 3-5 又は様式 3-7~ 様式 3-11 と関連する図面等に所定の表紙(様式 3-1 又は様式 3-6)をつけ 1 分冊とし、正本及び副本を、下表に掲げる部数を提出すること。」と記載されていますが、他の様式が「正14」となっているのに対し、様式3-2、様式3-7は「正1」となっています。「様式3-1、様式3-3~様式3-5」、又は「様式3-6、様式3-8~様式3-11」を1分冊として提出し、押印書類である様式3-2、様式3-7は、正本及び副本とは別に各1部提出するということでしょうか？	お見込みの通りとします。
68	提案様式集		提出書類	提出するファイルの形式でWordやExcelとなっているものはPDFでもよろしいでしょうか？ 編集の必要が無いためPDFで問題ないと考えられます。	No.26の回答を参照ください。
69	提案様式集	P3	提出書類	「CD-R1組に記録し」とありますが、データ量が納まらない場合、DVD-Rを使用してもよろしいでしょうか？	可能とします。
70	入札説明書	P20	ウ)	「各構成員の分担工事額」と記載されていますが、「市内事業者である構成員の分担工事額」と読んでよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
71	要求水準書	P9	事業者が行う業務の範囲・内容	第1 5.(1)エ 敷地測量(事後)とありますが、(事後)の意味をご教示頂けますでしょうか。	敷地測量(事後)の(事後)とは、工事完了時期に際して測量が実施される適切な時期を意味します。
72	要求水準書	P10、P36	事業者が行う業務の範囲・内容	第1 5.(4)ウ 各種説明会の実施及び支援業務について、現時点で想定する説明会の対象者と想定人数をご教示頂けますでしょうか。	職員説明会を約150人、近隣住民説明会の対象は約300世帯(参考として、過去当該事業に関連した説明会では10名程参加)を想定します。
73	要求水準書	P13	共通的事項	第2 1.(2)適用基準に関して、「国土交通省 駐車場設計・施工指針」は適用外ということで宜しいでしょうか。	適用を要します。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
74	要求水準書	P13	共通的事項	第2 1.(2)適用基準に関して、「公共建築工事標準仕様書」及び「建築工事標準詳細図」等において、同等の性能が確保できる場合、適用については協議によることと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りとします。
75	要求水準書	P21	行政手続き	第2 4.(2)設計段階における許認可及び各種申請等の行政手続きに関して、都市計画法第32条、第32条の2、第36条、第37条の手続きは事業者が行うものと考えて宜しいでしょうか。	都市計画法第32条の「公共施設の管理者の同意」は取得済みとなるため、同法第36条、第37条の手続きが、本業務の対象となります。
76	要求水準書	P22	設計業務	第2 4.(2)エ 2.3. に設計内容の変更が生じた場合、直ちに設計変更の対応にあたることとありますが、具体的な対応を現時点では想定できないため、別途業務として宜しいでしょうか。	地中埋設物など予期せぬ事由による設計変更は別途となりますが、その他、受注者の責に帰すべき事由等については、業務範囲とします。
77	要求水準書	P23	設計業務	第2 4.(2)エ (フェーズ3)1.現庁舎解体工事に係る実施設計について、必要成果品の具体的内容をご教示頂けますでしょうか。	工事施工(発注)を実施できる実施設計図及び積算、内訳及びその他調査資料等一式を必要成果品とします。
78	提案様式集	P1	VE提案に関する提出書類	関連する図面等について、枚数の制約はないものとして宜しいでしょうか。	お見込みの通りとします。
79	基本設計図書	P14~P15	法的規制等の確認	法的規制内で開発関係を含め、協議済の項目と未協議の項目を明確にしてください。また、協議時に想定している協議プロセスもご教示頂けますでしょうか。	基本設計時に実施できる協議は行っていますが、各項目において申請図作成段階や施工計画立案時に協議を要します。
80	基本設計図書	P26	駐車場計画・動線計画	駐車場、駐輪場の必要台数(法規もしくは要望)をご教示いただけますでしょうか。	伊丹市新庁舎整備基本計画書、基本設計図書及び要求水準書を参照下さい。
81	基本設計図書	P97	土地利用計画	千僧4148号線の歩道拡幅に関して、具体的な設計内容をご教示頂けますでしょうか。	開発実施設計図書の実施設計図(図面番号11-2)を参照下さい。
82	基本設計図書	P97	土地利用計画	西側バスベイ移設に関して、上屋、ベンチ、サイン他の基本設計図をご教示頂けますでしょうか。	開発実施設計図書の実施設計図(図面番号12-4)を参照下さい。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
83	基本設計図書	P102	工事ステップ計画	千僧4148号線の歩道拡幅工事はフェーズ4にて行うものと考えてよろしいでしょうか？	具体的には、保健センター解体後に行う立体駐車場整備の完了と同時に歩道拡幅工事を終えることとします。
84	基本設計図書	P104	開発行為に伴う事務手続きの流れ	開発行為に伴う事務手続きの流れについて、基本設計と実施設計の区分をご教示下さい。 また、図内赤点線の意味、各申請の考え方をご教示下さい。	基本設計図書本編P104における赤点線は、本事業全体における開発行為に伴う事務手続き範囲を示します。本業務においては、赤点線内の「工事着手(都計法部分のみ)」以降及び法第37条関係の建築確認申請以降を対象とします。
85	基本設計図書	P123	地下1階延床面積求積図	地下1階の上水受水槽等が配置されている免震ピットに関して、面積への算入は不要でしょうか。	面積算入は必要です。
86	基本設計図書	P134	仕上表	仕上材のグレード等が記載されておりますが、具体的に同等品をご教示頂けますでしょうか。 また、ブラインド、カーテン等についても同様にご教示頂けますでしょうか。	仕上材の仕様については、No.32の回答を参照下さい。 また、ブラインド・カーテン等については、下記の通りとします。 ブラインド:ニチベイ ユニコンシェル35 カーテン:東リ 遮光カーテン エコノクト 二倍ヒダ 尚、これらを基本として、詳細は実施設計において決定するものとします。
87	基本設計図書	P144	緑化計画	屋上緑化の詳細仕様をご教示頂けますでしょうか。	No.41の回答を基本とし、その他、実施設計において適材適所の配置を検討するものとします。
88	基本設計図書	P6、P158	1階市民ロビー・執務室 パース矩計図	木工事について、カウンター上部下がり天井および天井に使用されている、突板化粧板の具体的な仕様およびランダムストライプパターンの参考パターンをご教示頂けますでしょうか。	カウンター上部下がり天井及び天井の仕上げ工事の仕様については、以下の通りとします。 <カウンター上部下がり> W100・200・300のランダムパターン、比率は木:空=2:1 <天井> W300・600・900・1200のランダムパターン、比率は木:岩綿吸音板=6:4

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
89	基本設計図書	P176	外構図	駐車場管制設備上部は屋根がないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
90	基本設計図書	P176	外構図	現庁舎立体駐車場改修のアスファルト舗装は表層のみやり替えと考えてよろしいでしょうか。	防水層及びアスファルト舗装の改修を含みます。
91	基本設計図書	P176	外構図	北西および車寄せ部植栽マスの詳細をご教示いただけますでしょうか。	基本設計図書P46～P53を参照下さい。
92	基本設計図書	P176	外構図	北側既存陸橋周辺の改修詳細内容をご教示いただけますでしょうか。	既存陸橋は国道管理のため、改修等はいりませんが、陸橋下の舗装は新庁舎敷地内舗装と同様とします。それ以外は基本設計図書P46～P53を参照下さい。
93	基本設計図書	—	詳細図	「バリアフリー新法」「兵庫県福祉のまちづくり条例」他に関連して誘導用・注意喚起用床材等の設置範囲をご教示頂けますでしょうか。	各法令・条例を基準として検討下さい。尚、基本設計においては、基本設計図書P41を参照下さい。
94	基本設計図書	—	断面計画	新庁舎の地下1階南側の既存接続部にて1.3m程度のレベル差があります。レベル差をどのように解消する計画かご教示頂けますでしょうか。	レベル差の解消については、バリアフリー対応のスロープを設置するために、新庁舎地下1階の床スラブのレベルを上げるか(天井も含む)、既存庁舎部分でスロープを設け勾配距離を確保する等の対応を想定していますが、事業者において検討を行うこととします。
95	基本設計図書	—	図面	以下の図面をご提示頂けますでしょうか。 壁種別図、床仕上範囲図、壁仕上範囲図、天井仕上範囲図、メーカーリスト、ガラス厚表、建具表、サッシ部分詳細図、日射遮蔽フィン詳細図	本用件は応じかねます。 実施設計において検討されるものとします。
96	要求水準書	P12	(2)適用基準 ア.設計基準	適用基準に『建築構造設計基準』がありますが、暴風に対する設計は建築基準法に準じ、台風時の飛来物や竜巻に対しては特別な対策を講じる必要はない、と考えてよろしいでしょうか？	原則として、要求水準書記載の適用基準に準拠するものとなりますが、適用については、実施設計において、具体的な検討・協議を行うものとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
97	要求水準書	P13	(2)適用基準 ウ. その他	適用基準に『官庁施設の総合耐震・対津波計画基準』がありますが、津波に対しては施設運用管理上の対策および施設整備上の対策を講じる必要はない、と考えてよろしいでしょうか？	お見込みの通りとします。
98	要求水準書	P21	(2)設計業務 ア. 実施設計業務	設計図書の作成に際しては、最新版の『建築工事設計図書作成基準』および『建築設備工事設計図書作成基準』等を遵守することとありますが、資料の内容が不明ですので開示頂けないでしょうか。	いずれの資料においても国土交通省ホームページを参照下さい。
99	要求水準書	P25	(3)留意事項 ウ. その他	実施設計書には、市が指定する特記仕様書を添付するとありますが、事業者独自の特記仕様書にて代替できるものと考えて宜しいでしょうか。	原則、市が指定する特記仕様書を添付することとしますが、変更する場合、協議によるものとします。
100	要求水準書	P27	(2)建設業務の範囲(フェーズ4)	環境ルーフは別途業務となっていますが、基本設計図書のパスでは環境ルーフの柱脚部に基礎ありません。環境ルーフの柱および基礎は市民広場下の地下構造物に埋込むものと考えられますが、埋込み部分については、(フェーズ3)に含むと考えて宜しいでしょうか？また、環境ルーフの下部に地下構造物がある部分の詳細をご提示下さい。	環境ルーフの基礎埋め込み部分については、ご理解の通りとなります。また、環境ルーフの下部に地下構造物がある部分の詳細については、基本設計図書P155～P158を基本とし、実施設計時に検討されるものとします。
101	基本設計図書	P62、P65	④地盤概要と基礎計画概要 ⑦架構計画概要-1	架構概要にて基礎形式は直接基礎(支持層以浅は地盤改良)とありますが、地盤概要に記載の床付けレベルはDsg1層(支持層)に達しています。地盤改良が必要な範囲をご提示下さい。	基本設計において、地盤改良は不要とし、部分的に軟弱地盤が発現した場合、地盤改良を要することとします。
102	基本設計図書	P63	設計用入力地震動	設計に用いる入力地震動に観測地震波3波が含まれていませんが、必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
103	基本設計図書	P65、P140~P144、P198~P202	⑦架構計画概要-1、平面図、構造図	座屈拘束ブレースの配置が軸組図、平面図、伏図でそれぞれ異なっていますが、伏図が正しいと考えてよろしいでしょうか。	意匠図は、基本設計図書P65の架構計画概要に記載のある「ブレースの取り止め」を考慮した平面図としており、平面図を正として実施設計を行うものとします。
104	基本設計図書	P66	⑦架構計画概要-2 市民広場の地下構造	地下構造の部材断面の配筋が不明です。仕様、歩掛をご提示ください。	地下構造の部材断面の配筋については、要求水準書等によって実施設計において決定するものとします。
105	基本設計図書	P66	⑦架構計画概要-2 市民広場の地下構造	地下構造の基礎形式が直接基礎とありますが、基礎形状もしくは歩掛をご提示下さい。また、既存庁舎では一部、杭基礎を採用していますが、直接基礎に変更可能と考えて宜しいでしょうか？	基礎形状はべた基礎を想定しており、詳細は実施設計において決定するものとします。
106	基本設計図書	P67、P197	⑧免震構造計画概要-1 地下1階伏図/免震ピット伏図	鉛プラグ入り積層ゴム支承の鉛径や粘性ダンパーの最大減衰力など、各免震装置の仕様について記載がありませんのでご提示願います。	本用件は応じかねます。尚、免震装置の仕様については、要求水準書等によって、実施設計において決定するものとします。
107	基本設計図書	P68	⑧免震構造計画概要-2	維持管理の例示の準拠基準が「(社)日本免震構造協会免震建物維持管理基準-2014-」ですが、最新版は2018です。最新版に準じた維持管理を行うものと考えて宜しいでしょうか？	お見込みの通りとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
108	基本設計図書	P143~P145、P201~P204	4階～6階平面図 4階、5階、R階伏図	以下の項目で伏図と平面図の内容が異なります。以下の内容でよいでしょうか？ ①4階X2b通り/Y6-Y9通りの大梁配置→伏図を正とする。 ②5階X1-X1b通り/Y9-Y11通りの架構→平面図を正とする。 ③6階X12a通りの柱位置→平面図を正とする。	お見込みの通りとします。
109	基本設計図書	P197	地下1階伏図／免震ピット伏図	地下1階伏図にスラブ符号の記載がありません。スラブ断面をご提示願います。	スラブ符号はS11になります。
110	基本設計図書	P207	部材断面リスト	以下の仕様が不明です。仕様、数量(歩掛)をご提示願います。 ①鉄骨断面リスト(柱・大梁・小梁・間柱)の板厚 ②RC断面リスト(柱・大梁・小梁・床版)の鉄筋 ③座屈拘束プレースの降伏耐力	本用件は応じかねます。尚、構造部材断面の詳細及び耐力等については、要求水準書等にそって、実施設計において決定するものとします。
111	基本設計図書(資料編)	P135	④法令調査報告書-1 建築指導課協議議事録-1	構造適合性判定の審査機関は日本建築センターが良いとの記載がありますが、性能評価の審査機関を日本建築センター以外とすることは可能でしょうか。	可能とします。
112	基本設計図書(資料編)	P243	④時刻歴応答解析	時刻歴応答解析結果のグラフは標準状態の応答結果との記載があります。ばらつきを考慮した場合の応答結果を開示頂けないでしょうか？	本用件は応じかねます。尚、代表として、標準状態の結果を基本設計図書に記載していますので、ばらつきを考慮した状態の結果は必要に応じて検討することとします。
113	基本設計図書(資料編)	P243	④時刻歴応答解析	参考波については変位のクライテリアを超えるが擁壁に衝突しないとありますが、参考波に関しては免震装置のばらつきを考慮する必要はないと考えてよろしいでしょうか？	参考波については、建築物が倒壊・崩壊しないことを前提にして検討することとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
114	基本設計図書	P30 P71	⑤平面計画 -3 2-1. 非常 用発電機	P71オイルタンク 40,000L (20,000L×2基)となっておりますが、P30平面計画-3では燃料タンク室が1室となっております。燃料タンク室は不燃区画の2室とし、かつ、各々自閉式の扉設置と考えて宜しいでしょうか？	お見込みの通りとします。
115	基本設計図書	P73	3-1. マル チサイン装 置	マルチサイン設備の工事範囲は、「情報用空配管・電源」は本工事とし、「配線・コンテンツ・デジタルサイネージ(マルチサイン装置)」については別途工事と考えて宜しいでしょうか。また、空配管は資料編のP308～310のプロットまでと考えて宜しいでしょうか？	お見込みの通りとします。
116	基本設計図書	P74	4-3. 委員 会室(第1・ 第2)	音響装置は現庁舎のものを移設します。とありますが現庁舎の音響装置のメーカー・仕様をご教示願います。	基本設計図書(資料編)P320～P321を参照下さい。尚、メーカーはJVCケンウッドとなります。
117	基本設計図書	P75	1-2. 雷保 護設備	保護レベルIVとの記載が有りますが平成30年10月24日消防協議議事録によると屋内タンク貯蔵所に指定数量の10倍以上の燃料保有となる為、消防法で規定する避雷設備(レベルI)が必要となるとあります。レベルIで避雷設備を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	避雷設備は基本設計図書の通り、保護レベルIVとします。
118	基本設計図書	P75	1-3. 拡声 設備	他棟と連携しとありますが連携するにあたり連携が必要な他棟の拡声設備のシステム、メーカーをご教示願います。	No.22の回答及び別添「基本設計図書に関する質問への回答(補足説明資料)」を参照下さい。尚、詳細については、実施設計において決定するものとします。
119	基本設計図書	P75	1-3. 拡声 設備	P57EVのかご操作盤液晶表示は2ヶ国(日本語+英語)、P74音声誘導装置は4言語以上となっておりますが、非常放送設備は何ヶ国語の対応が必要でしょうか。	4ヶ国語の対応とします。
120	基本設計図書	P76	2. 構内通 信線路設備	本庁舎から別棟(防災センター)への防災関係配管配線、フェニックス防災システムへの配管配線とありますが配線仕様、本数についてご教示願います。	No.118の回答を参照ください。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
121	基本設計図書	P76~P77	既設機器移設計画	既設システム図・既設仕様・既設メーカーについてご教示願います。移設にあたり仮設工事の必要な設備については仮設計画についてもご教示願います。	No.118の回答を参照ください。
122	基本設計図書	P78~P80	諸元表	電気設備諸元表において「○」の記載が有りますが数量でご教示願います。	電気設備の各諸元における数量については、要求水準書等によって、実施設計において決定するものとします。
123	基本設計図書	P106~P112	工事ステップ計画概要	工事ステップ計画概要における電力引込切替時に停電不可の負荷が有れば、仮設発電機を設置しますので、その対象負荷と設備容量をご教示願います。	基本設計図書における工事ステップでは、停電による影響は起こらない計画としています。
124	基本設計図書	P76、P108	計画概要 工事ステップ計画概要	基本設計図書P76「外構計画 2.構内通信線設備工事ステップ計画概要」について、P108平面図に「本体工事」と記載されたものの以外は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	新庁舎引込柱の1次側高圧電力ケーブル及び庁舎東館への高圧電力引込ケーブル、引込柱、キュービクル新設が別途工事となります。それら以外に基本設計図書P108に(新設)と記載している配管・配線(一部配管のみ)は本工事に含まれます。
125	基本設計図書	P103~P112	工事ステップ計画概要	基本設計図書P76「外構計画 2.構内通信線設備工事ステップ計画概要」について、P108平面図に「本体工事」となっている項目の工事内容は、空配管工事でしょうか、それとも配管配線工事となるのでしょうか、ご指示願います。	配管配線工事となります。
126	基本設計図書	P108	工事ステップ計画概要-3	基本設計図書P76「外構計画 2.構内通信線設備工事ステップ計画概要」について、P108平面図に「本体工事」となっている項目の工事内容が配管配線工事の場合は、配線必要な設備、配線種別、本数、配線元と行先、配線ルート、布設工事方法(埋設配管配線、架空電線等)についてご教示願います。	工事内容は配管配線工事となりますが、それら配線に必要な設備や配線種別等の詳細については、要求水準書等によって、実施設計において決定するものとします。
127	基本設計図書	P108	工事ステップ計画概要-3	(仮設)と記載のあるケーブル工事については架空配線としてよろしいでしょうか。架空配線とする場合は電柱も見込むと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
128	基本設計図書	P108	工事ステップ計画概要-3	庁舎東館(防災センター)への高圧配線布設のための関電柱も本工事でしょうか。また庁舎東館(防災センター)の接続位置、配管配線ルート、納まり(天井内 等)についてご教示願います。	庁舎東館(防災センター)への高圧配線布設工事は別途とします。
129	基本設計図書	P108	工事ステップ計画概要-3	庁舎東館(防災センター)への高圧配線は新庁舎受変電設備からの分岐でしょうか。基本設計図書・資料編P249⑤受変電設備単線結線図には高圧分岐設備の記載がありません。配線元はどこかご教示願います。	庁舎東館(防災センター)は単独で高圧受電する予定であることから、新庁舎からの配電は行いません。
130	基本設計図書	P108	工事ステップ計画概要-3	新庁舎より総合教育センター及び、子ども発達支援センター(あすばる)への光ケーブル(伊丹市)は本工事とありますが本設とし埋設配管工事でしょうか。埋設配管工事の場合は地下躯体工事、立体駐車場改修工事部分を迂回して配管工事を行うとしてよろしいでしょうか。	本体工事とは本設で埋設配管とします。また、各施設、各工事に支障のないように実施設計において決定するものとします。
131	基本設計図書	P108	工事ステップ計画概要-3	総合教育センターより新保健センター予定地までのメタルケーブルは本工事となっておりますが仮設でしょうか。仮設の場合は架空配線とし電柱も見込むと考えてよろしいでしょうか。	基本設計図書P108記載の「メタルケーブル(伊丹市)(新設)」は、総合教育センターから新庁舎までの区間は本設、新庁舎から新保健センター予定地までを仮設とします。尚、仮使用は架空配線とし、仮設電柱も含め、本工事の対象とします。
132	基本設計図書	P108	工事ステップ計画概要-3	消防局・西消防署、上下水道局、新保健センター予定地への光ケーブル、同軸ケーブルは新庁舎6階の通信機械室より各建物突き出しまでの配管配線を行う事と考えてよろしいでしょうか。また、本設として埋設配管工事と考えてよろしいでしょうか。	消防局・西消防署、上下水道局、新保健センター予定地への光ケーブルは、新庁舎6階サーバー室から各施設内のネットワーク機器まで配管配線してください。その他、通信ケーブル関係は各施設の端子盤及び各機器まで配管配線を行います。また、新保健センター予定地への配管配線は基本設計図書P108においては仮設とします。その他、消防局・西消防署、上下水道局と新庁舎間における埋設配管は既設配管の利用とし、本設とします。
133	基本設計図書	P108	工事ステップ計画概要-3	新庁舎より別棟(東館、西消防署、上下水道局、総合教育センター棟)の配管配線工事について、別棟内での接続場所(図面ありません)と建物内の納め方についてご教示願います。	各棟、電気室及びサーバー室等が接続場所となります。建物内約50m長とし、各分電盤及びサーバー等に接続するものとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
134	基本設計図書(資料編)	P279~P285	電力ゾーニング図、幹線ルート図	幹線サイズが分かる幹線リストをご提示願います。不可の場合は各盤の電源容量をご教示願います。	幹線サイズ、各盤の電源容量については、要求水準書等にそって、実施設計において決定するものとします。
135	基本設計図書(資料編)	P311	出退表示設備システム検討	出退表示設備の出退表示に必要な職員数は何人でしょうか。	35人とします。
136	基本設計図書(資料編)	P406	業務継続計画の機能	デジタル防災無線、衛星通信設備は別途工事としてよろしいでしょうか。	デジタル防災無線については、基本設計図書P76記載の防災無線システム用屋外スピーカー(4台)の移設及び屋外スピーカーから、建物内までの空配管を本工事とし、衛星通信設備は別途工事とします。
137	基本設計図書	P76	通信機器	基本設計図書P76 1.通信機器 緊急情報受信システム(Jアラート) 既設機器の移設工事及び移設後の試験調整工事が本工事と記載がありますが、既設メーカー及び問い合わせ先をご教示願います。	別添「基本設計図書に関する質問への回答(補足説明資料)」を参照下さい。尚、詳細については、実施設計において決定するものとします。
138	基本設計図書	P76	通信機器	基本設計図書P76 1.通信機器 緊急情報受信システム(Jアラート) の空配管の配管元および配管先がわかりません。ご教示願います。	現庁舎地下2階の中央監視室にある緊急情報受信システム(Jアラート)を新庁舎1階の守衛室に移設します。配管配線は新庁舎1階の守衛室から5階のサーバー室までとします。
139	基本設計図書	P77	通信機器	基本設計図書P77 2.その他機器 路面冠水警報装置 既設機器の移設工事及び移設後の試験調整工事は本工事と記載がありますが、既設メーカー及び問い合わせ先をご教示願います。	別添「基本設計図書に関する質問への回答(補足説明資料)」を参照下さい。尚、詳細については、実施設計において決定するものとします。
140	基本設計図書	P77	通信機器	地震計撤去再取付に際し、「地震計設置環境基準」は気象庁の発行している基準と考えてよいでしょうか。	お見込みの通りとします。
141	要求水準書	P31	工事現場の管理等	電気工事管理・機械工事管理の両工事の資格を保有している施工担当技術者の場合は1人の配置でもよろしいでしょうか。	本用件は応じかねます。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
142	要求水準書	P9、P19、P34	PCB含有調査	要求水準書P9、P19において、「PCB含有調査」が削除されています。しかしP34では指定場所までの移送等の処置は本工事となっています。移送先及び移送品目・仕様・数量をご指示願います。	貸与した現庁舎等現況資料にある「外装シーリング材の取り扱いについて」において記載の通りPCBは存在しており、それらに加えて基本設計図書等に記載の通り、事業者において必要と判断し調査を実施した上で、PCBが発見された場合、伊丹市内の別途保管所に移送することとします。
143	要求水準書	P14	(5)関係官公庁等への届出手続き	「新庁舎整備に伴い支障となる既設インフラ移設や迂回に伴う費用は事業者負担とする」の記載がありますが、基本設計図書P76「外構計画 2.孔内通信線設備工事ステップ計画概要について、107P平面図に本体工事と記載されたもの以外は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	No.124の回答を参照下さい。
144	基本設計図書(資料編)	P338	消防局高所カメラ配置計画	MDF～6F通信室～屋上機器までの空配管(サイズ22φ)のみ本工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとしますが、配管サイズは実施設計で決定するものとします。
145	基本設計図書(資料編)	P339	FMラジオ放送設備計画	MDF～6F通信室～屋上機器及び緊急割込み装置<防災センター2F>～屋上機器までの配管配線のみ本工事と考えてよろしいでしょうか。(アンテナは全て別途工事と考えております。)	アンテナは別途工事となります。
146	基本設計図書(資料編)	P339	FMラジオ放送設備計画	緊急割込み装置<防災センター2F>～屋上機器までの配管配線について本工事とありますが、具体的なルート及び配管配線方法についてご教示願います。	ルートについては、基本設計図書P108～P112を参照下さい。また、配管配線方法については、要求水準書等にそって実施設計において、決定するものとします。
147	基本設計図書	P76	外構計画 1. 構内配電線路設備	電源車接続盤を設置することとなっておりますが、盤仕様(容量、回路数、接続先)の記載が有りません。盤仕様についてご教示願います。	盤の仕様については、高圧電源接続盤とします。基本設計図書(資料編)P249を参照下さい。尚、容量、回路数など詳細については、実施設計において決定するものとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
148	基本設計図書	P91～P95	⑦諸元表	空調・衛生設備工事における特記仕様書、機器リスト、器具リスト、配管ダクト系統図、設備プロット平面図をご提示頂けますでしょうか。	基本設計図書(資料編)P344～P404を参照下さい。 また、特記仕様書など詳細については、要求水準書等にそって実施設計において決定するものとします。
149	基本設計図書／基本設計図書(資料編)	P91～P95／P436～P459	⑦諸元表／ ④省エネ法・ZEB検討-1～24	貸与資料(別添資料6)の基本設計図書【本編】の機械設備諸元表のエクセルデータ内には、パッケージエアコン、空調機等を含め、想定機器のスペックが記載されておりますが、基本設計の機器はこれらをもとに選定されているものと考えてよろしいでしょうか。そうでない場合、資料編のZEB検討-1～23(P436～458)の計算内容から、基本設計の機器仕様は、ZEB検討-24(P459)ページに記載の”想定した仕様(建築、設備)”と”仕様変更検討”までを加味したうえで計画されていると考えてよろしいでしょうか。	パッケージエアコン、空調機等の各種想定機器は、要求水準書及び基本設計図書P82～P95を基本条件とし、基本設計図書(資料編)P343～P404において、検討・整理され、ZEB検討を行った上で、選定されています。 尚、貸与資料のエクセルデータは参考とします。
150	基本設計図書	P82	①基本方針	「竣工後の機器搬入・部品交換は、エレベーターで行えるものとします」との記載がありますが、屋上の大型機器についてはP56のとおり、クレーン搬入の想定でよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
151	基本設計図書	P83	1. 設計条件	屋外の敷地境界線上の騒音基準は、60dB(「兵庫県における騒音・振動規制基準」の第二種区域の昼間(午前8時～午後6時)の基準)をクリアする計画とすることでよろしいでしょうか。上記時間帯以外に機器を運転する想定があれば、想定する運用時間をお教え頂けますでしょうか。 また、近隣に幼稚園(周囲50m前後)があり、この基準値から5dB減じる必要はありますでしょうか。	騒音基準は第二種区域とし、機器運転時間は原則午前8時～午後6時とし、その他実用に応じた時間を想定しています。また、近隣(周囲50m前後)に幼稚園等基準値を減じる必要のある施設はありません。
152	基本設計図書	P83	2. 熱源設備	パッケージエアコンの室外機仕様は、冷暖切替型と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
153	基本設計図書／基本設計図書(資料編)	P83/P439	2. 熱源設備／省エネ法・ZEB検討-4	本編P83の熱源設備概要には、冷温水2次ポンプは各空気調和機・外気調和機毎に設けることとあり、その台数分18台の冷温水2次ポンプがあると思われませんが、資料編P439の様式C-3 空調二次ポンプ入力シートでは1台となっています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。ポンプが18台の場合、各ポンプの仕様をご指示ください。	冷温水2次ポンプは全18台となります。 尚、各ポンプの仕様については、要求水準書等によって、実施設計において決定します。
154	基本設計図書／基本設計図書(資料編)	P84/P365	3. 空調設備 3. 2. 会議室・特別室系統／⑧パッケージエアコン室内機型式比較	「室内機の型式は当該室のグレードに応じて、隠蔽ダクト接続型・天井カセット型を採用します」との記載がありますが、型式は資料編「⑧パッケージエアコン室内機型式比較」の適用室名に基づき判断することによろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
155	基本設計図書	P84	3空調設備 3. 2. 会議室・特別室系統	パッケージエアコンは各室および中央監視の双方から操作を行えるようにするとあります。 集中リモコンは不要と考えてよろしいでしょうか。	集中リモコンは必要です。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
156	基本設計図書	P84	3. 空調設備 3.3. 守衛室・中央監視室・多目的スペース・組合室	PAC室内機の仕様は全て天井カセット型の想定でよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
157	基本設計図書	P85	③空調換気設備計画-3 6使用材料一覧	ダクトの一般部に亜鉛鉄板・グラスウールダクトとありますが、その使用区分についてご指示ください。	ダクトの一般部における材料の使用区分は施工性等を検討の上、要求水準書等にそって、実施設計において決定するものとします。
158	基本設計図書／基本設計図書(資料編)	P87/P382	3. 給水設備／⑰雨水利用比較表	雨水利用のため、簡易なる過装置を設置とありますが、どのような仕様かお教え頂けないでしょうか。今回採用のろ過装置は、比較表のC案とどのような違いがありますでしょうか。	基本設計図書(資料編)P382の比較表において、各ろ過装置の違いは、供給先がトイレ洗浄水系統と植栽散水系統の違いとなり、簡易なる過装置の仕様については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、法令及び施行規則に適合する水を供給できるものとします。
159	基本設計図書	P89	6-2設置 消火設備一覧	消火器が電気工事とありますが、消火器廻りに電源送りが必要な仕様等ありますか。	消火器廻りに電源送りは不要です。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
160	基本設計図書／基本設計図書(資料編)	P90/P139	インフラ盛仮設計画ー給水／上下水道協議議事録	「コンビニは受水槽から離れた位置にあり・・・単独で引き込みたいが可能か」との記載がありますが、現時点では新庁舎の受水槽からのポンプ圧送系統と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
161	基本設計図書	P81～95	機械設備計画全般	既設ガス配管の撤去については記載ありますが、新設については、概要書に記載がありません。工事概要書、ユースポイント、供給設備機器をご指示ください。	ガス管新設については、新庁舎地下1階シャワー室に供給するため、敷地西側から引き込む計画とします。尚、盛り替え等については基本設計図書(資料編)P399～P404を参照下さい。
162	基本設計図書	P107	①工事ステップ計画概要ー2	雨水管のバイパス新設・今池送り雨水管の改修・今池送り雨水管の人孔新設・汚水管のサイフォン是正・汚水管の盛替は全て本工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
163	基本設計図書	P111	①工事ステップ計画概要ー6	給水管の付け替え工事は別途工事と考えてよろしいでしょうか。また、末尾の☆マークは何を意味していますでしょうか。	給水管の付け替え工事は本工事に含まれます。尚、☆マークは別途工事を意味します。
164	基本設計図書／基本設計図書(資料編)	P123/P355、P384	③延床面積求積図_地下1階/ ⑤空調系統区分図ー7 ⑱受水槽廻りプロット図	空調機廻りおよび受水槽廻りを延べ床面積の対象とする必要はないでしょうか。また、ろ過設備の設置場所をお教えください。	地下1階受水槽及び空調機廻りは延べ床面積に参入されません。また、ろ過設備は雨水貯留ピット付近かつメンテナンス性の良い場所を想定し、具体的な位置は、要求水準書等にそって実施設計において決定するものとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
165	基本設計図書／基本設計図書(資料編)	P123/P355、P384、P136	③延床面積 求積図 地下1階／ ⑤空調系統 区分図-7 ⑩受水槽廻り りプロット図 資料編-消防協議議事録-1	空調機廻りおよび受水槽廻りを床面積に参入する場合、この範囲を補助散水栓での包含とすることよろしいでしょうか。	床面積に算入されることから、対象範囲を区画し、区画面積が50㎡を以上の場合はスプリンクラーヘッドを設置します。また、50㎡未満の場合は、補助散水栓で包含します。
166	基本設計図書／基本設計図書(資料編)	P152~P153/P349~P361	⑦立面図／ ⑤空調系統 区分図 ⑥換気系統 区分図	換気設備で各階の外壁から生外気を取込む部屋、また外壁から排気する部分は、開口部をガラリに変更のうえ、そこから外気取込みと排気を行うと考えてよろしいでしょうか。その場合、立面図も適宜修正される想定でよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
167	基本設計図書	P155	断面図(1)	基準階での配管・ダクト・配線等の断面的な納め方をお教えてください。 梁下に余裕がある箇所は梁下で納め、それが出来なければ梁貫通とし、梁の制約上梁貫通ができない角ダクト等は部分的に下がり天井を設けて納める想定でよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
168	基本設計図書／基本設計図書(資料編)	P160～P164／P136	本編 ⑩防火区画図 資料編 建築指導課協議議事録	防火区画図で建設省告示1436号の4の2の適用により、各階トイレ・給湯室・3階秘書課は排煙設備を設けていませんが、これらの室は防煙垂壁を介して機械排煙対象の廊下と隣接しています。 議事録に「機械排煙と自然排煙の区画は、同一室内であっても防煙垂壁で差し支えない」との記載があり、これに基づくものと思われませんが、「建築設備設計・施工上の運用指針(2013年版)―日本建築行政会議編集」4-28に拠ると、自然排煙(又は平成12建告第1436号第四号適用部分)と機械排煙とは防煙垂壁を介して異種排煙を行うことは認められておらず、防煙間仕切りを設けなければならないとあります。各階トイレ・給湯室・3階秘書課と廊下の間に間仕切りを設けるか、一体の機械排煙の区画とする必要はないでしょうか。	お見込みの通りとします。
169	基本設計図書(資料編)	P139	上下水道協議議事録	「給水75A負担金 4,740,000円は今後協議により不要となる可能性あり。」との記載がありますが、要求水準P14のとおり市が負担するものと考えてよろしいでしょうか？	お見込みの通りとします。
170	基本設計図書(資料編)	P349～P354、P391	⑤空調系統区分図 22. 中央管理ポイント-2	ポイント表には4階に排煙機(FSM-2)がありますが空調系統区分図にはありません。 どちらを正とすればよろしいでしょうか。	ポイント表を正とします。尚、排煙機(FMS-2)は4階機械室405前の屋上に設置することとします。
171	基本設計図書(資料編)	P364	⑦吹出口比較	インテリアの吹出口形状もブリーズラインで計画するという理解でよろしいでしょうか。また、吸込口についてもイメージがあれば、お教え頂けますでしょうか。	お見込みの通りとします。 また、吸込口については、意匠等を検討し、要求水準書等にそって、実施設計において決定するものとします。
172	基本設計図書(資料編)	P366	⑨給水量の検討-1	受水槽容量の計算に空冷HPチラーの散水分が含まれていませんが、加味する必要はないでしょうか。 系統は飲用系統・雑用水系統どちらでしょうか。	空冷HPチラー散水は、限定的な(散水無しで能力が不足する場合のみ)使用すると考えられ、受水槽容量に加える必要はありません。尚、系統は飲用水系統から供給することとします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
173	基本設計図書(資料編)	P402	給排水・ガス盛替図-4	既設ガス引込管の撤去について、敷地南側の低圧・高圧引込管の撤去の記載はありますが、西側既設80Aの撤去の記載がありません。撤去せず、新庁舎用の引込として再使用するのでしょうか。ご指示願います。	西側ガス本館からの低圧引込みはフェーズ2において新設となります。南側の低圧及び中圧の引込管はフェーズ3において撤去とします。
174	現庁舎既設図	-	02資料 02機械設備埋設配管図	既設市民広場に東西面より出入りする赤色塗りつぶしの太線がありますが、これは冷温水カルバートでしょうか。又、このカルバート内設備の盛替、撤去が必要であれば、躯体図及び内部に敷設されている設備の詳細をご提示のうえ、工事内容詳細をご指示願います。	貸与資料「現庁舎既設図」に記載の敷地東西より出入りする赤色塗りつぶしの太線は、冷温水カルバート(RC造 外形1300×900)を示します。このカルバートは内蔵の冷温水配管を含めて、西側はフェーズ1、東側はフェーズ4において撤去します。尚、冷温水配管はPE 200Φ2本となります。
175	要求水準書	P27	建設業務の範囲	5.(2)建設業務の範囲のフェーズ3に立体駐車場新築工事と記載ありますが、現庁舎地下利用のX1~X4間の公用車・職員用駐車場のこととし、工事費は様式6-2入札内訳書中の現庁舎地下利用新築工事費に含めるとしてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
176	入札説明書／基本設計図	P2/A-029~031	建設業務の範囲	意匠図の環境ルーフ図に記載の下記項目については、入札説明書に記載の通り、別途工事としてよろしいでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民テラス</li> <li>・ランチテラス</li> <li>・パークテラス</li> <li>・キッズテラス</li> <li>・市民広場</li> <li>・テラス上部の屋上緑化、ガルバリウム鋼板屋根、太陽光パネル</li> <li>・同上構造物</li> <li>・その他上記の付属物</li> </ul>	本工事のうち、実施設計業務は対象とし、施工業務は別途とします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
177	入札説明書	P2	建設業務の範囲	入札説明書において、市民広場等外構工事が別途工事となっておりますが、別途工事となる外構工事の範囲は、外構図(全体平面図)に記載の「市民広場・新設駐車場建設時範囲」とし、それ以外の新庁舎建設時及び既存駐車場改修時範囲の外構については、本工事としてよろしいでしょうか。  上記質疑で区分が異なる場合は、本工事となる外構の範囲をご指示ください。	外構工事における本工事の対象範囲は、基本設計図書P175記載の「新庁舎建設時」の範囲となります。
178	基本設計図	A-015~017	内部仕上表	内部仕上表に「内装制限」の記載がありませんが、「内装制限」が必要な部分(部屋名等)と制限内容をご指示下さい。	各種法令及び基本設計図書P159~P165を参照・準拠することとします。
179	基本設計図	A-015~017	内部仕上表	特定天井(平成25年国土交通省告示第771号)に該当しない吊り天井について、耐震性能を要求される場所がありましたら、以下についてご指示ください。 ①部屋名または該当範囲・場所 ②要求されている水平震度 ③壁と天井との間のクリアランス寸法 ④同上、クリアランスの塞ぎ方の詳細	特段の想定はなく、要求水準書等にそって、必要に応じて提案することとします。
180	基本設計図書	P191	議場家具図	伊丹市庁舎議場の議場家具については本工事としてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
181	基本設計図書	P182~P190	サイン図	各サインの詳細図をご指示ください。	No.28の回答を参照下さい。
182	基本設計図	A-041	矩計図	矩計図において、EXP. J金物の記載がありますが、平面的な位置がわかる範囲図及び仕様の発行をお願いいたします。	矩計図記載のEXP.J金物の仕様はステンレス製(免震用)とし、新庁舎外周部において、舗装仕上げが施されている範囲がEXP.Jの範囲となり、それ以外の犬走りはEXP.Jの範囲外です。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
183	基本設計図書	P55	既存樹木の利活用に関する計画	既存樹木の取り扱いに於いて、樹木記号の緑色と赤色、○・△・楕円の記号がありますが凡例が不明です、記号の意味をご指示ください。	ご指摘の記号は本工事において特別な関係性はありません。
184	基本設計図書	P55	既存樹木の利活用に関する計画	既存樹木の取り扱いで分布図と同表で下記の事項が異なります、以下の通りでよろしいでしょうか。 ・No.28 分布図有り、表に記載無しの為該当なし ・No.36 分布図有り、表に記載無しの為該当なし ・No.87～89 分布図有り、表に記載無しの為該当なし ・No.21表には2～24ですが、分布図ではNo.21のみ赤色○で、緑色○印が正	お見込みの通りとします。
185	要求水準書	P37	(5)資料等の作成	「(仮称)新庁舎建設記録」を作成することとありますが、仕様(ページ数や表紙・紙質・カラー等)と部数をご教授ください。	「(仮称)新庁舎建設記録」は厚紙化粧アルバムA4サイズに印画紙の写真をとりとまとめ、5部提出することを最低限とし、その他詳細については、市と協議の上決定することとします。
186	要求水準書(周辺家屋調査仕様書)	P2	5. 調査項目の内容	調査項目の内容について、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(9)に記載のある「代表的な物」とは一建屋に対して何箇所かの調査を行えば良いのでしょうか。それぞれの調査箇所数を決定する基準をご教授ください。	調査施設の状況によるため、現地にて市と立会い・協議の上決定することとします。
187	基本設計図書	P106	①工事ステップ計画概要	工事で使用する電気・給排水は支給していただけたらと考えてよろしいでしょうか。その場合、使用量は有償でしょうか。また支給点をご指示ください。	工事用仮設の電源は本工事にて引込みを行い、受注者にて負担することとします。 また、給排水については、基本設計図書(資料編)P399～P404における給排水位置を想定します。尚、使用料は有償とします。
188	基本設計図書(資料編)	P217	トイレ器具必要数算定	地下1階のトイレ器具数に関して、他のフロアと同様にレベル1との差をご教示頂けますでしょうか。もしくは地下1階の想定利用者数をご教示頂けますでしょうか。	地下1階の利用者数の想定はなく、現庁舎の利用状況を参考に設定しています。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
189	入札説明書	P6	第2-6工事スケジュール【表5】	それぞれの工事について、その着工時期を前倒してもよろしいでしょうか。また前倒した場合で、当初の完成引渡し時期を守れば、当該工事工期が長くなってもよろしいでしょうか。工事によって示された工期が厳しい場合、着工時期を前倒して必要工期を確保する必要が生じます。	着工時期の前倒しは、市と協議により決定されます。
190	入札説明書	P6	第2-6工事スケジュール【表5】	新庁舎引越しについて、創意工夫により新庁舎の完成引渡し時期が仮に1ヶ月早くなった場合、それに応じて移転引越し時期も同期間(1ヶ月)早くなると理解してよろしいでしょうか。またその場合、新庁舎完成引渡し後、移転引越しを完了し、2か月後には現庁舎解体工事に着手ができると理解してよろしいでしょうか。	市議会の開催など、行事等の関係から、詳細の前倒し日程は協議によりますが、概ねお見込みの通りです。
191	入札説明書	P16	第3-4-(1)イ)代表企業の選定(viii)	「統括代理人は、本工事全ての期間を通じて従事すること」とありますが、これは、統括代理人が現場に常駐することを求める規定ではなく、工事(設計・施工)請負契約書第21条の2のとおり全ての期間において「本工事の設計及び工事等を統括」できるよう業務に従事することを求めた規定と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
192	入札説明書	P20	第3-4-(2)ウ)市内事業者に対する契約に関する事項	「…の協力企業への出資額」の文言が理解出来ませんので、その意味をご教示下さい。	No.4の回答を参照下さい。
193	入札説明書	P20	第3-4-(2)ウ)市内事業者に対する契約に関する事項	「各構成員の分担工事額」の文言ですが、市内事業者と分担施工方式で組成した場合に、当該市内事業者の分担工事額と解釈してよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照下さい。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
194	入札説明書	P23	第3-6-(1)予定価格	入札にあたり、総額が予定価格超過であれば失格ですが、設計、工事それぞれの内訳金額の超過の有無は問われないとの理解でよろしいでしょうか。	No.52の回答を参照下さい。
195	要求水準書	P7	第1-4-(5)本工事のスケジュール	本事業のスケジュールをご提示いただいておりますが、事業者の責に帰すべからざる理由により、これらのスケジュールに変更があった場合は、設計変更の対象になると理解してよろしいでしょうか。	技術提案による事業スケジュールから変更が生じた場合は、市と協議により設計変更の対応をとります。
196	要求水準書	P10	第1-5-(4)その他関連業務工	エの市民ワークショップについて、P36の内容以外で、基本設計段階で行われてきた特記すべき事項があればお教えいただけますでしょうか。	要求水準書P36記載の通りとなります。
197	要求水準書	P19	第2-4-(1)調査業務イ	電波障害調査の事後調査について「新庁舎竣工後」との記載がありますが、具体的な時期をご教示いただけますでしょうか。	電波障害調査の事後調査時期については、要求水準書添付③「テレビ電波受信障害調査仕様書」を参照下さい。
198	要求水準書	P21	第2-4-(2)設計業務イ	「公共建築工事積算基準」に準じて作成することを基本とし、営繕積算システムRIBC2にて積算を行うこととありますが、その目的をご教示下さい。 また、営繕積算システムRIBC2を使って内訳書を作成する場合、単価は本契約締結後提出する請負代金内訳書の単価を使用することになりますが、よろしいでしょうか。	設計業務のみの「環境ルーフ・市民広場等外構工事」においては、別途工事発注となることから、「公共建築工事積算基準」に準じてRIBC2の使用を必要とします。 その他、施工業務のある設計業務においても、設計変更やスライド条項の適用における市の検討事務において必要となります。 尚、単価の取り扱いについては、要求水準書P15を参照下さい。
199	要求水準書	P28	第2-5-(3)留意事項ア	「事業者は、建築、電気設備及び機械設備等の各工種間で、相互の工事内容について十分打ち合せ及び調整を行うこと。」とありますが、別途業者との調整については、工事請負契約書第7条にもとづき、貴市にて実施いただけると理解してよろしいでしょうか。	本用件は、事業者内の各工種間における工事内容の調整を意図し、別途業者との調整を意図しません。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
200	要求水準書	P28	第2-5-(3)留意事項 ア	「事業者は、工事中の仮設物に対する電波障害対策工事が必要となった場合は、事業者の責任及び費用負担において速やかに実施すること。」とありますが、P8の才電波障害状況の規定にもとづき、貴市の責任及び費用負担においてご対応いただけると理解してよろしいでしょうか。	電波障害対策工事が必要となった時の市の負担となるケースは、要求水準書に規定された内容で、電波障害が発生した場合となります。
201	要求水準書	P30	第2-5-(3)留意事項 ク	工事の作業日・作業時間について「近隣等との協議により、変更される可能性があることに留意すること」とありますが、この場合は設計変更の対象になると理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲で協議により決定します。
202	要求水準書	P30	第2-5-(3)留意事項 ク f)	「日曜日、祝日に作業を行う場合は、音の出る作業を行わない」とありますが、これは、原則、日曜日、祝日には作業を行わず、やむをえない場合においては、関係法令に定める範囲においては音が出ることについて許容される、と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
203	要求水準書	P31	第2-5-(3)留意事項 コ	「事業用地内で現場事務所の設置が困難な場合は、市と協議の上、事業用地近隣において現場事務所を確保すること」とありますが、工事請負契約書第29条にもとづき、貴市にて確保いただけると理解してよろしいでしょうか。また、当該用地確保にかかる費用については、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	工事(設計・施工)請負契約書(案)第29条は、設計図書において、発注者が特に提供することが定められたときにのみ確保義務が生じるものです。事業用地外に現場事務所を確保する必要がある場合は、受注者の責において、その費用を見込むこととします。
204	要求水準書	P35	第2-7-(1)関連事業との連絡調整	事業者が、市が別途発注する関連事業との連絡調整を行うように定められておりますが、工事請負契約書第7条にもとづき、貴市にて実施いただけると理解してよろしいでしょうか。	工事(設計・施工)請負契約書(案)第7条の通り、関連事業との主たる調整は発注者が行うものとしますが、施工現場等に伴う綿密な相互協力において、連絡及び調整を受注者が担うものとします。
205	要求水準書	P37	第2-7-(5)資料等の作成	「(仮称)新庁舎建設記録」の作成費用を算出するにあたり、おおよその仕様をご教示ください。	No.185の回答を参照下さい。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
206	落札者決定基準	P6	第4-3-(2)評価項目に基づく審査 ア(1)	統括代理人の実績・評価項目のうち、ウの項目について、官公庁発注の解釈として、PPPないしはPFIおけるエンドユーザー(BOT形式、BTO形式共)が官公庁であれば同等とみなすことは可能でしょうか？	BOT形式、BTO形式、BOO形式において、いずれも官公庁発注の場合は同等とみなします。
207	落札者決定基準	P6	第4-3-(2)評価項目に基づく審査 ア(2)	設計管理技術者と設計主任技術者の実績・評価項目のうち、ウの項目について、官公庁発注の解釈として、PPPないしはPFIおけるエンドユーザー(BOT形式、BTO形式共)が官公庁であれば同等とみなすことは可能でしょうか？	BOT形式、BTO形式、BOO形式において、いずれも官公庁発注の場合は同等とみなします。
208	落札者決定基準	P7	第4-3-(2)評価項目に基づく審査 イ(1)②工程管理	評価の視点として「早期供用開始」、「工程短縮」が含まれていますが、単純に工程短縮の数字のみを評価することなく、合わせて具体的な方策の提案がある場合において、評価されるものと理解してよろしいでしょうか。	No.3の回答を参照下さい。
209	提案様式集	P4	様式5-2	外観透視図、内観透視図について、変更が発生しない場合においても提出は必要でしょうか？	お見込みの通りとします。
210	提案様式集	P18(他のページ共通)	注釈	注釈によると施工実績の根拠資料として、コリンズの登録内容確認書、業務契約書の写し、設計図書等建物の概要が分かるもの、体制図、設計図、確認申請(写し)等が挙げられていますが、コリンズの登録内容確認書があればほかは不要ではないでしょうか。	コリンズの登録内容確認書だけでは、免震構造部分の面積など技術者を評価する実績を証することができないため、根拠資料は注釈の通り必要となります。
211	提案様式集	P26	表 下段当たり	「統括代理人の当該業務における役割」は「管理技術者の当該業務における役割」の記載間違いと理解してよろしいでしょうか。	「統括代理人の当該業務における役割」を「監理技術者の当該業務における役割」と訂正します。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
212	提案様式集	P27	表 中段当たりと下段当たりの2箇所	「監理技術者の当該業務における役割」は「現場代理人の当該業務における役割」の記載間違いと理解してよろしいでしょうか。	表中「監理技術者」を「現場代理人」に、「統括代理人」を「現場代理人」に訂正します。
213	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P1	第1条第1項	ホームページに平成30年12月12日に開催された現地見学会・説明会の資料が公表されていますが、同資料の取り扱いについてご教示下さい。実施方針(案)に含まれると理解してよろしいでしょうか。	現地見学会・説明会資料は、実施方針(案)に含まれません。
214	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P4	第8条第1項	本契約締結後提出する請負代金内訳書について、今後実施設計段階で設計変更が生じた場合に、その数量、単価等が原則として準用されると理解してよろしいでしょうか。また、実施設計完了後、施工段階で発生する設計変更時にも同様に行われると理解してよろしいでしょうか。	スライド条項を除き、原則的にご理解の通りとなります。尚、実施設計完了時等のコスト管理については、要求水準書P15を参照下さい。
215	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P9	第21条第2項	「現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、」とありますが、本契約の履行内容には実施設計業務も含まれるところ、当該実施設計業務期間においては、現場代理人の工事現場への常駐は、義務付けられないものと理解してよろしいでしょうか。	建設業務が行われていない期間においては、常駐は義務付けません。
216	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P9	第21条第5項	①現場代理人と、主任技術者及び監理技術者の兼務、 ②現場代理人と、専門技術者の兼務、 ③主任技術者及び監理技術者と、専門技術者の兼務、 ④現場代理人、主任技術者及び監理技術者、専門技術者のすべての兼務、 はそれぞれ可能と解釈してよろしいでしょうか。	本用件については、「現場代理人」は「主任技術者」、「監理技術者」、「専門技術者」のいずれか一つのみ兼務を可能とします。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
217	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P11	別紙3 1(2)	建設費指数の説明で、建設費指数/標準指数/●●/●●とありますが、「建築費指数」の記載間違いと理解してよろしいでしょうか。また●●の部分をご指定下さい。	No.53の回答を参照下さい。
218	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P11	別紙3 1(3)	①②の「価変動率」は「物価変動率」の記載間違いと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
219	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P12	別紙3 2(3)	①②の「価変動率」は「物価変動率」の記載間違いと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
220	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P20	第45条	「別紙1に規定する実施設計等に関する請負代金」とありますが、別紙1に従い「等」を削除いただけますでしょうか。	削除します。
221	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P32	各構成企業の責任に係る特約条項第1条別表1	別表1において、構成企業は「本契約上、当該構成企業が行う業務に関する債務についてのみ責任を負う」と記載されていますが、構成企業は共同連帯して建設工事を完成するとJV協定書で定めることが一般的かと思料いたします。構成企業についても、代表企業同様に「本契約上、他の構成企業が負うすべての債務につき、連帯して責任を負う」「各構成企業のいずれかがその担当する業務を遂行することができなくなった場合、当該企業の代わりに構成企業となる企業を選定し、当該業務を行わせる」と規定すべきではないでしょうか。	工事(設計・施工)請負契約書(案)第1条第2項に基づき、構成企業も共同連帯して本工事の完成(業務完了)しなければならないことを明確化することを意図し、「各構成企業の責任に係る特約条項第1条別表1構成企業」の項において、構成企業についても、代表企業同様に「本契約上、他の構成企業が負うすべての債務につき、連帯して責任を負う」「各構成企業のいずれかがその担当する業務を遂行することができなくなった場合、当該企業の代わりに構成企業となる企業を選定し、当該業務を行わせる」と規定します。
222	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P37	近隣対策に係る特約条項第1条第3項	「受注者は、近隣対策の不調を理由として業務水準の内容の変更をすることはできない。」とありますが、この場合の近隣対策の不調とは、受注者の責に帰すべき事由による不調に限られるものとして理解してよろしいでしょうか。	本用件における近隣対策の不調とは、発注者の責に帰すべき事由以外の事由による不調に限られるものとなります。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
223	工事(設計・施工)請負契約書【案】	P37	近隣対策に係る特約条項 第1条 第5項	「近隣対策の結果、受注者に生じた追加費用及び損害(近隣対策の結果、本件日程表記載の日程が変更されたことによる追加費用も含む。)については、受注者が負担するものとする。」とありますが、受注者の責に帰すべき事由による場合に限り理解してよろしいでしょうか。	近隣対策に係る特約条項第1条第3項ただし書以外の不調については、受注者が費用を負担するものとします。
224	工事(設計・施工)請負契約書【案】	改めP3	基本条件図書等間の優先順位に係る特約条項 第1条	別表6の各種図書等の優先順位について、提案書や要求水準書等よりも、契約書が優先する順位の規定になっておりますが、この認識でよろしいでしょうか。順位が逆になっていないでしょうか。	工事(設計・施工)請負契約書(案)における基本条件図書等間の優先順位に係る特約条項第1条の通りとします。
225	入札説明書	P9	第3-3-(2)入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表	「市の判断により、質問の提出を行った事業者に対してヒアリングを行うこともある」とありますが、弊社の質問が文字だけでは十分にお伝えできていない可能性があると考えています。ヒアリングの機会を設けていただけないでしょうか。	本用件は応じかねます。
226	基本設計図書	P106~P113	工事ステップ計画概要	工事工程表において、フェーズ1の【特別高圧等インフラ整備工事】は別途工事、【現庁舎北側市道千僧4148号線一部廃道工事】は別途工事、【現庁舎北側緑地解体・造成工事】は基本設計図書(資料編)P400~P402及び開発設計図を参照下さい。	【現庁舎北側市道千僧4148号線一部廃道工事】【現庁舎北側緑地解体・造成工事】【現庁舎下水配管整備工事】は基本設計図書(資料編)P400~P402及び開発設計図を参照下さい。
227	基本設計図書	P106~P113	工事ステップ計画概要	フェーズ4の【環境ルーフ・市民広場等外構工事】が別途工事となっておりますが、111ページの外構整備工事を別途と考えて宜しいでしょうか。また、その場合の区分ラインを御指示お願いします。	No.177の回答を参照下さい。

## 伊丹市新庁舎整備工事 入札説明書等に関する 質問 への回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
228	基本設計図書	P147、P154	太陽光パネル	P147.154で太陽光パネルの位置が異なります。P147の環境ルーフ屋根伏図を正としてよろしいでしょうか。	基本設計図書P147を正とします。
229	基本設計図書	P191～P195	議場参考図	議場の椅子・机の図面が添付されていますが、要求水準書のP35別途発注の予定している業務(什器・備品)に含まる別途工事という認識でよろしいでしょうか？	議場の椅子・机は本工事に含まれます。
230	基本設計図書(資料編)	P477～P486	申送事項	申送事項については実施設計段階にて対応し、現段階では対応不要という認識でよろしいでしょうか？	No.62の回答を参照下さい。
231	基本設計図書／基本設計図書(資料編)	P63／P243	⑥耐震性能目標と設計荷重／時刻歴応答解析	「参考波について変位のクライテリアは超えるが、擁壁には衝突しない」とありますが、免震装置のせん断歪もクライテリアを満足していません。他に参考波に対する特別なクライテリアはありますか。	参考波について、変位のクライテリア以外は、建築物が倒壊し、崩壊等しないことを前提として、検討することとします。
232	基本設計図書	P87、88	3. 給水設備	TW-1受水槽(上水)の有効容量について、87頁3-2.主要機器表では14m <sup>3</sup> と記載がありますが、88頁3-3.給水フロー図では15m <sup>3</sup> と記載されております。14m <sup>3</sup> を正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
233	基本設計図書(資料編)	P349	⑤空調系統区分図-1	水色の凡例で示されている外気調和機：OHUのゾーニングの対象室のうち、S会議室101～103・会計室関連室・相談101～103・授乳室について、ダクトルートの記載がありません。ダクトルートをご教示下さい。	ダクトルートについては2系統とします。うち1系統は、機械室101からS会議室101～102、相談室101～103及び授乳室とし、残りの1系統は、機械室102からS会議室103及び会計室関連室とします。